

令和4年国東市農業委員会 第12回(11月)総会議事録

1. 開催日 令和4年11月8日(火)午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 14名出席
4. 欠席委員 2番 藤本委員
5. 議事日程
 - 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第64号 農用地利用集積計画について
 - 議案第65号 農用地利用配分計画について
 - 議案第66号 農地所有適格化法人に係る要件適格届について
 - 議案第67号 空き家に付随した農地の指定について
6. 報告事項
 - 非農地の取消しについて
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第12回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>本日の出席確認 本日は、2番 藤本委員が欠席で委員総数15名中14名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番 豊田委員、4番 石丸委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号58番から65番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
佐藤委員	<p>申請番号58番についてですが、経営面積が下限面積50アールを達成していないのではないのでしょうか？</p>
事務局	<p>申請書の確認をさせていただきます。</p> <p>(申請書確認)</p>

事務局	<p>申請書類を確認したところ標記の経営面積 1,691 m²が間違っており、正しくは 3,974 m²ですので、資料の訂正をお願いします。</p> <p>申請地の面積と現在の経営面積を合わせると下限面積 50 アールを超えます。</p>
議長	<p>経営面積が間違っていたということで、資料の訂正の申出が事務局からありました。また、正しい面積で合計すると下限面積を超えるということですが、よろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>はい、よいです。</p>
議長	<p>他に意見・質疑はありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 64 号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 64 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 64 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 64 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案番号 65 号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議長</p>	<p>議案番号 65 号 農用地利用配分計画についてご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案番号 65 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案番号 65 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p>

	次に議案第 66 号 農地所有適格化法人に係る要件適格届について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第 66 号 農地所有適格化法人に係る要件適格届について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
松原委員	市内に事務所がない状態で認めてもよいのでしょうか。承認した後に実際事業が出来なかったということも考えられると思います。
上原委員	国の補助金を獲得するためには、この農地所有適格化法人の許可が必要ということだと思います。
事務局	農政課が推進する事業で、そういう条件が必要だということを知っています。
佐藤委員	この事業に係る予算は何年度になるのでしょうか。
事務局	予算については分かりませんが、借り入れ予定地は来年度に圃場整備をすると聞いています。
佐藤委員	申請時点で農業経営の実態がなく、ましてや、耕作地の借り入れも出来ていない状態で農地所有適格化法人の許可を出してもよいのでしょうか。農業経営の実態のない法人が農地を借りたり買ったりすることが、農地法上可能なのかが問題です。
議長	委員の皆さんからご意見をいただいたところ、未だ経営の拠点である事務所が市内にないこと、また、耕作予定地も整備されておらず、ましてや経営実績もないような状況でこのまま承認することはできないというご意見が多数ありました。 よってこの件につきましては、一旦保留し、継続審議といたします。今後、事務局で事業の詳細を農政課に確認し、また、このままの状態承認することは農地法上問題がないのか調査し、次回の総会で再定案するというところで、よろしいでしょうか。

委員全員	(はい、よいです)
議 長	議案第 66 号 農地所有適格化法人に係る要件適格届については継続審議とします。 次に、議案第 67 号 空き家に付随した農地の指定について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 67 号 空き家に付随した農地の指定について事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) 議案第 67 号 空き家に付随した農地の指定について承認される方の挙手を求めます。 次に報告事項 非農地の取消しについて事務局説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	非農地の取消しについて事務局から説明がありましたが、何か意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) 次に協議事項について何かありますか。 (協議事項なし) 次にその他をお願いします。
事務局	(農地の利用集積・最適化推進大会について説明)
議 長	その他は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願い

<p>佐藤副会長</p>	<p>いします。</p> <p>これをもちまして、第12回総会を終了いたします。</p> <p>議.....長</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>
--------------	---
